

山形県建築関係建設コンサルタント業務受託者選定要領

(趣旨)

第1条 本要領は、山形県建設工事等請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）に基づく建設工事等請負業者選定基準における建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）に係る受託者の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

第2条 受託者の選定は、次の各号により行う。

(1) プロポーザル方式

イ 公募型プロポーザル方式 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）がWTO政府調達協定の基準額以上となる設計業務

ロ 簡易公募型プロポーザル方式 設計金額がWTO政府調達協定の基準額未満の業務で、かつ、対象となる工事の類似事例が少なく、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる設計業務

なお、上記により選定された受託者が設計した工事の工事監理業務については、設計業務受託者との特命随意契約とする。

ただし、対象となる工事の類似事例がある工事監理業務については、競争入札方式により受託者を選定する。

(2) 競争入札方式（一般競争入札（条件付）又は指名競争入札）

設計金額がWTO政府調達協定の基準額未満の業務で、かつ、対象となる工事の類似事例があり、事前に業務の仕様を確定可能なもので入札者の提示する企業及び技術者の実績・経験、業務の実施方針によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる設計業務又は工事監理業務

なお、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規定（昭和28年12月県訓令第49号）第4条の規定による工事請負の支出負担行為に関する専決者が必要と認めた工事監理業務については、業務の対象となる工事の設計業務受託者との特命随意契約とすることができる。

(選定手続き)

第3条 設計者等の選定手続きは、次の各号により行う。

(1) プロポーザル方式 別に定める要領による。

(2) 競争入札方式 選定要領による。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。